

様式第 22

先端設備等導入計画に係る認定申請書

年 月 日

日の出町長 殿

住 所 〒
名 称 及 び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法第 5 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第 5 2 条第 4 項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

1 名称等

正確に記載すること。ただし、法人番号については、個人事業主等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

「主たる事業」の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 計画期間

3 年間以上 5 年間以内として定めること。

3 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

② 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

導入する先端設備等や取組内容の概要について具体的に記載すること。

② 将来の展望

①の取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載すること。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状及び計画終了時における労働生産性の目標を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いること。

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

① 先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等について記載すること。

② 「所在地」の欄には、当該設備等が所在する（予定を含む）場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）を含む住所を記載すること。

③ 以下の欄における「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載すること。

④ 以下の欄における「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。

⑤ 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 先端設備等導入に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(3) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

6 雇用に関する事項

国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、従業員に対して、国内雇用者に対する雇用者給与等支給額の引上げをする方針（先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上とする旨のものに限る。）を表明したときには、その内容を記載すること。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号	
4	資本金又は出資の額	
5	常時使用する従業員の数	
6	主たる業種	

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現状認識

①自社の事業概要 ②自社の経営状況

4 先端設備等導入の内容

（１）事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容 ②将来の展望

（２）先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
千円	千円	%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1		年 月	
2		年 月	
3		年 月	
4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計			
合計			

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

6 雇用に関する事項

--